

公益財団法人史跡鳥取藩主池田家墓所保存会運営補助金等交付要綱

平成19年6月15日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人史跡鳥取藩主池田家墓所保存会運営補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、公益財団法人史跡鳥取藩主池田家墓所保存会の運営に要する経費及びその保存活用を図るための事業に補助金を交付し、もって文化財保護の充実に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 史跡鳥取藩主池田家墓所内の管理運営及び保護啓発に関する事業
- (2) 史跡鳥取藩主池田家墓所内の保存修理工事等に係る史跡の保存及び保護に関する事業

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、補助対象経費の額から本補助金以外(国庫補助金・県補助金)の補助金の残額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、規則第4条に定めるもののほか、資金計画書を添付しなければならない。

(交付の時期)

第6条 本補助金は、公益財団法人史跡鳥取藩主池田家墓所保存会の運営が円滑に行われるよう資金計画書に基づいて交付する。

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。